

令和7年度
第1回秋田市社会福祉審議会 会議資料

日 時：令和7年5月26日（月）
午後1時30分から
会 場：秋田市役所 正庁

〈 目 次 〉

○ 社会福祉審議会委員名簿	1
○ 令和7年度当初予算の概要	4
○ （参考）社会福祉審議会関係法令	25

この資料は、審議会当日お持ちください。

社会福祉審議会委員名簿

任期 令和9年5月8日まで

	分科会	氏名	所属団体名	団体での役職	兼務	備考
1	児童	石田 貴洋	一般社団法人秋田市歯科医師会	地域保健理事		
2	児童	稲見 育大	一般社団法人秋田市医師会	理事		
3	児童	上村 清正	秋田市保育協議会	会長		
4	児童	奥山 順子	元秋田大学教育文化学部	元教授		
5	児童	加藤 敏	秋田市私立幼稚園・認定こども園協会	副会長		新任
6	児童	工藤 浩一	連合秋田中央地域協議会	事務局長		
7	児童	煙山 翔平	秋田市保育協議会	会員		新任
8	児童	駒野 仁彦	秋田市小学校長会	会員	民生委員審査	新任
9	児童	佐々木 信光	秋田県子ども・女性・障害者相談センター	児童保護課長	民生委員審査	新任
10	児童	佐々木 亮次	秋田県公認心理師・臨床心理士協会	会長		
11	児童	塩谷 正文	秋田市民生児童委員協議会	副会長	民生委員審査	
12	児童	鶴田 悦子	CAPあきた	代表		
13	児童	中川 聖子	秋田市母子寡婦福祉連合会	会長		
14	児童	西村 吉隆	秋田労働局	雇用環境・均等室長		
15	児童	水澤 聡	秋田商工会議所	専務理事		
16	児童	宮城 智恵子	一般社団法人秋田県助産師会	理事		
17	児童	山崎 純	特定非営利活動法人子育て応援Seed	理事長		
18	児童	吉野 陽子	秋田市私立幼稚園PTA連合会	顧問		新任
19	障がい者	和泉 禮子	秋田市身体障害者協会	副会長		新任
20	障がい者	小林 顕	一般社団法人 秋田市手をつなぐ育成会	会長		
21	障がい者	佐々木 明美	社会福祉法人グリーンローズ	オリブ園園長	地域福祉	
22	障がい者	佐藤 猛広	秋田県知的障害者福祉協会	会員	地域福祉	
23	障がい者	須藤 学	秋田公共職業安定所	所長	民生委員審査	
24	障がい者	筒井 貴久	医療法人 久幸会	げんきハウス下新城管理者		
25	障がい者	富田 毅	秋田県社会福祉事業団 高清水園	園長	福祉事業	新任

社会福祉審議会委員名簿

26	障がい者	松井 智子	秋田県高等学校長協会特別支援学校部会	部会長		
27	障がい者	三浦 利哉	一般社団法人秋田市医師会	理事		
28	障がい者	三浦 雅子	NPO法人秋田けやき会	理事長		
29	障がい者	毛内 嘉威	秋田公立美術大学	副学長		
30	障がい者	矢野 珠巨	秋田県立医療療育センター	センター長		
31	障がい者	山永 明	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田障害者職業センター	所長		
32	高齢者	稲庭 千弥子	秋田県介護老人保健施設連絡協議会	会長		
33	高齢者	大友 健	一般社団法人秋田県薬剤師会 秋田中央支部	幹事長		
34	高齢者	川村 啓子	公益社団法人認知症の人と家族の会秋田県支部	副代表		
35	高齢者	熊谷 肇	一般社団法人秋田市医師会	副会長		
36	高齢者	金野 大志	秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会	副会長	地域福祉	新任
37	高齢者	佐々木 真	秋田市老人福祉施設連絡協議会	会長	地域福祉	
38	高齢者	千葉 幸二	秋田市老人クラブ連合会	会長		新任
39	高齢者	高杉 静子	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画推進委員会	委員		
40	高齢者	玉木 克弥	一般社団法人秋田市歯科医師会	福祉保健理事		
41	高齢者	萩原 智代	日本赤十字東北看護大学看護学部	准教授		
42	高齢者	保泉 拓	一般社団法人秋田県社会福祉士会	権利擁護委員		
43	高齢者	三浦 喜美子	秋田市民生児童委員協議会	会長	地域福祉	
44	高齢者	綿貫 哲	秋田県中央地区介護支援専門員協会	監事		
45	地域福祉	遠藤 善衛	秋田市ボランティア連絡協議会	会長		
46	地域福祉	黒崎 義雄	社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会	会長	民生委員審査	
47	地域福祉	佐々木 政昭	中央地域づくり協議会	会長	民生委員審査	
48	地域福祉	長谷川 元子	秋田市保育協議会	副会長		
49	地域福祉	羽淵 友則	国立大学法人秋田大学医学部	学部長		
50	地域福祉	前原 和明	国立大学法人秋田大学大学院教育学研究科	教授		
51	地域福祉	渡邊 剛	元秋田経済同友会	元常任幹事		

社会福祉審議会関係職員一覧（課所室長以上(R7.5.1時点)）

福祉保健部

職 名	氏 名
福祉保健部長	佐々木 良 幸
福祉保健部次長	船 木 貴 博
福祉保健部副理事 兼 福祉総務課地域福祉推進室長	東海林 健
福祉保健部副理事 兼 長寿福祉課長	齋 藤 ひかる
福祉保健部副理事 兼 監査指導室長	吉 田 智 紀
福祉総務課長	井 上 みどり
障がい福祉課長	松 橋 良 子
長寿福祉課エイジフレンドリーシティ担当課長	児 玉 いさお 功
保護第一課長	田 中 真 人
保護第二課長	相 場 おさむ 修
介護保険課長	藤 島 しん や 伸 也

保健所

保健所長	伊 藤 善 信
保健所次長	小 川 ひろ 宏 人
保健所副理事 兼 健康管理課長	田 中 としみ
保健所副理事 兼 衛生検査課長	齋 藤 みのる 稔
保健総務課長	石 川 こう 晃 一
保健予防課長	野 呂 けい 子 佳 子
健康管理課自殺対策担当課長	高 木 やす ひろ 康 之

子ども未来部

子ども未来部長	柳 田 よし と 義 人
子ども未来部次長	藤 原 けん いち 健 一
子ども家庭センター所長	加 賀 や よう 谷 洋 子
子ども総務課長	牧 野 てい こ 悌 子
子ども育成課長	は せ が わ もと 長 谷 川 基
子ども福祉課長	い し が わ な な え 石 川 七 絵
子ども健康課長	あ ら た め さち こ 新 田 目 幸 子
子育て相談支援課長	か どう ひとし 加 藤 斉

令和7年度 当初予算の概要

- 1 当初予算総額
- 2 福祉保健部、保健所、子ども未来部関連予算の状況
- 3 主な施策、事業

秋 田 市

1 当初予算総額

		対前年度増減率
一般会計	148,390,000千円	3.1%
特別会計	73,657,243千円	△0.2%
企業会計	45,287,668千円	2.0%
全会計合計	267,334,911千円	2.0%

一般会計 1,483億9,000万円（6年度 1,439億9,000万円）

骨格予算として編成
対前年度比で44億円、3.1%の増

特別会計 736億5,724万3千円（6年度 738億1,578万5千円）

病院事業債管理会計における貸付金の減などにより、対前年度比で1億5,854万2千円、0.2%の減

企業会計 452億8,766万8千円（6年度 444億1,025万9千円）

下水道事業会計における浸水対策下水道事業の増などにより、対前年度比で8億7,740万9千円、2.0%の増

2 福祉保健部、保健所、子ども未来部関連予算の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度			令和6年度			前年度比較 増減率
	当初予算額	構成比率		当初予算額	構成比率		
		一般会計	部門別		一般会計	部門別	
秋田市一般会計総額	148,390,000	100.0		143,990,000	100.0		3.1
民生費（福祉関係）	26,711,131	18.0	100.0	26,432,435	18.4	100.0	1.1
社会福祉費	17,601,314	11.9	65.9	17,233,158	12.0	65.2	2.1
社会福祉総務費	999,297	0.7	3.7	940,284	0.7	3.6	6.3
障害者福祉費	9,464,992	6.4	35.4	9,007,749	6.2	34.1	5.1
老人福祉費	1,057,928	0.7	4.0	1,053,095	0.7	4.0	0.5
医療給付費	1,308,415	0.9	4.9	1,348,832	0.9	5.1	△ 3.0
社会福祉施設費	100,760	0.1	0.4	154,580	0.1	0.6	△ 34.8
介護保険費	4,669,922	3.1	17.5	4,728,618	3.3	17.9	△ 1.2
生活保護費	9,088,660	6.1	34.0	9,178,127	6.4	34.7	△ 1.0
生活保護総務費	400,127	0.3	1.5	355,858	0.3	1.3	12.4
扶助費	8,688,533	5.9	32.5	8,822,269	6.1	33.4	△ 1.5
災害救助費	21,157	0.0	0.1	21,150	0.0	0.1	0.0
災害救助費	21,157	0.0	0.1	21,150	0.0	0.1	0.0
衛生費（福祉関係）	1,802,925	1.2	100.0	1,928,262	1.3	100.0	△ 6.5
病院費	1,802,925	1.2	100.0	1,928,262	1.3	100.0	△ 6.5
病院費	1,802,925	1.2	100.0	1,928,262	1.3	100.0	△ 6.5
衛生費（食肉衛生検査所関係）	178,300	0.1	100.0	171,436	0.1	100.0	4.0
食肉衛生検査所費	178,300	0.1	100.0	171,436	0.1	100.0	4.0
食肉衛生検査所費	178,300	0.1	100.0	171,436	0.1	100.0	4.0
民生費（保健所関係）	783	0.0	100.0	737	0.0	100.0	6.2
社会福祉費	783	0.0	100.0	737	0.0	100.0	6.2
介護保険費	783	0.0	100.0	737	0.0	100.0	6.2
衛生費（保健所関係）	2,362,416	1.6	100.0	1,860,075	1.3	100.0	27.0
保健所費	2,362,416	1.6	100.0	1,860,075	1.3	100.0	27.0
保健所総務費	828,764	0.6	35.1	846,390	0.6	45.5	△ 2.1
健康増進事業費	274,449	0.2	11.6	247,248	0.2	13.3	11.0
予防費	1,249,023	0.8	52.9	756,451	0.5	40.7	65.1
結核対策費	10,180	0.0	0.4	9,986	0.0	0.5	1.9
民生費（子ども未来部関係）	21,943,440	14.8	100.0	20,401,025	14.2	100.0	7.6
社会福祉費	993,681	0.7	4.5	990,453	0.7	4.9	0.3
社会福祉総務費	30,314	0.0	0.1	29,625	0.0	0.1	2.3
医療給付費	963,367	0.6	4.4	960,828	0.7	4.7	0.3
児童福祉費	20,949,759	14.1	95.5	19,410,572	13.5	95.1	7.9
児童福祉総務費	12,697,319	8.6	57.9	12,180,278	9.0	59.7	4.2
児童措置費	6,226,711	4.2	28.4	5,325,479	3.7	26.1	16.9
母子福祉費	18,453	0.0	0.1	20,179	0.0	0.1	△ 8.6
児童福祉施設費	1,974,650	1.3	9.0	1,854,159	1.3	9.1	6.5
次世代育成支援費	32,626	0.0	0.1	30,477	0.0	0.1	7.1
衛生費（子ども未来部関係）	792,517	0.5	100.0	786,632	0.5	100.0	0.7
母子衛生費	792,517	0.5	100.0	786,632	0.5	100.0	0.7
母子保健費	792,517	0.5	100.0	786,632	0.5	100.0	0.7
教育費（子ども未来部関係）	348,492	0.2	100.0	564,853	0.4	100.0	△ 38.3
幼稚園費	340,075	0.2	97.6	557,085	0.4	98.6	△ 39.0
幼稚園費	340,075	0.2	97.6	557,085	0.4	98.6	△ 39.0
社会教育費	8,417	0.0	2.4	7,768	0.0	1.4	8.4
社会教育総務費	8,417	0.0	2.4	7,768	0.0	1.4	8.4
特別会計							
病院事業債管理会計	1,722,654			2,117,432			△ 18.6
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	24,774			62,493			△ 60.4
介護保険事業会計	31,574,535			31,812,124			△ 0.7

3 主な施策・事業

主な施策・事業は、「県都『あきた』創生プラン」に掲げる次の5つの将来都市像に沿って分類しています。

将来都市像1 豊かで活気に満ちたまち

産業振興により地域経済を活性化し、雇用とにぎわいを創出することにより都市としての求心力を高め、多様な交流や連携を構築し、県都として周辺圏域の発展を牽引する「豊かで活気に満ちたまち」を目指します。

将来都市像2 緑あふれる環境を備えた快適なまち

利便性の高い都市基盤を整備しながら、本市の住みよい環境を保全し次世代へ継承することができるコンパクトシティを形成し、いつの時代においても、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を目指します。

将来都市像3 健康で安全安心に暮らせるまち

生活の危険を回避できる十分な体制を整備し、市民が健やかな心身を保ちながら、「健康で安全安心に暮らせるまち」を目指します。

将来都市像4 家族と地域が支えあう元気なまち

家族の絆・地域の絆・人と人との絆のもと、すべての市民が主人公として尊重され、充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支えあう元気なまち」を目指します。

将来都市像5 人と文化をはぐくむ誇れるまち

歴史や文化をいかした魅力あるまちづくりを進めるとともに、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指します。

※ 事業名の前の **新** は新規事業を、**創** は創生戦略に位置づけた事業を表しています。

(単位：千円)

将来都市像3 健康で安全安心に暮らせるまち

政策2 安心して暮らせる毎日の実現

【施策① 健全な消費・生活衛生環境の確保】

- 1 食肉衛生検査所運営管理費（福祉保健部）
と畜検査による家畜の疾病排除や解体処理施設に対する衛生指導などを実施し、と畜場における食肉の安全性を確保する。 37,223
- 2 衛生検査課管理費（保健所）
食品関係施設や生活衛生関係施設の許認可、監視指導、行政検査の実施により食品の安全性の確保、生活衛生関係施設の衛生の維持向上を図るとともに、講習会等の実施により正しい衛生知識の普及・啓発を行う。
また、検査機器の計画的整備により、行政検査の迅速性と信頼性を確保する。 22,963
- 3 動物衛生管理費（保健所）
狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射の実施を推進するとともに、動物の適正飼養など飼い主の責務について普及啓発を行う。 10,440

【施策② 食育の推進】

- 1 [創] 産前・産後サポート事業（栄養指導事業分）（子ども未来部） 461
乳幼児を持つ保護者が食の大切さや望ましい食習慣を理解し、健全な食生活を実践できるよう、食育の推進を図るとともに健康教育や健康相談を行う。

【施策③ 保健・医療体制の充実】

- 1 病院法人運営費負担金等（福祉保健部） 1,802,727
市立秋田総合病院が担う救急・精神・結核医療などの政策医療に要する経費や、企業債元利償還金の一部等を交付する。
- 2 [創] 奨学金返還助成事業（保健所） 28,355
看護師・准看護師、歯科衛生士を対象として、市内医療機関等に就職することなどを要件に奨学金の返還に対し助成し、人材不足の解消を図る。
<債務負担行為設定>
 - ・募集期間 ①看護師・准看護師 平成30年度から令和8年度まで
②歯科衛生士 令和2年度から令和8年度まで
※募集期間を「令和6年度まで」から「令和8年度まで」に延長
 - ・助成期間 5年間
 - ・助成金額 最大100万円（年助成額上限20万円×5年間）
 - ・助成要件 ①募集開始年度以降、新たに対象職種として市内医療機関等に従事する者

- ②市内に住所がある者
- ③(独)日本学生支援機構等の奨学金(入学時の一時金を含む)の貸与を受けた者
- ④秋田県奨学金返還助成制度に該当する場合は、当該制度を併せて活用

- | | |
|--|----------------|
| 3 救急医療支援事業費補助金(保健所) | 32,519 |
| 本市における医療機能の確保と維持を図るため、救急医療の不採算分野を担う公的病院等に対し、運営に要する経費の一部を助成する。 | |
| 4 新 遠隔医療推進事業費補助金(保健所) | 5,616 |
| 遠隔医療を推進し、市内の医療機関が少ない地域等での医療提供体制の強化を図るため、秋田大学医学部附属病院が運用している遠隔医療システム搭載車両の医療機器等の整備に要する費用を支援する。 | |
| 5 地域保健推進員活動支援事業(保健所) | 916 |
| 自主的に活動する地域保健推進員が、市民の疾病予防および健康づくりに積極的に取り組めるよう、活動費補助や各種研修会を行う。 | |
| 6 健康づくり推進事業(保健所) | 927 |
| がんおよび生活習慣病予防のために、食生活、運動、たばこ、口腔ケア等の各種健康教室や健康相談を行い、知識の普及啓発を図る。また、受動喫煙防止対策として、改正健康増進法における喫煙可能室の届出受付業務等を実施する。 | |
| 7 [創] 歩くべあきた健康づくり事業(保健所) | 2,002 |
| 働く世代の歩数増加と運動の定着化を図り、生活習慣病を予防するため、アプリを活用し仲間とチームを組んで歩く機会を促すとともに、月別歩数の集計・公表や健康情報の発信等を行う。 | |
| 8 がん検診等事業(保健所) | 227,680 |
| 胃がん(X線、内視鏡)、胸部(肺がん・結核)、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん、骨粗鬆症、歯周疾患、後期高齢者歯科の各検診を実施する。
がん検診では、早期発見・早期治療を図るため、引き続き本市独自の自己負担の割引制度を実施し、文書による勧奨(コール)および再勧奨(リコール)を行う。 | |
| 9 [創] がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業(保健所) | 3,496 |
| がん治療に伴う脱毛時に使用する医療用ウィッグや乳がん手術後の乳房補正具の購入費を助成し、がん患者の負担軽減や社会参加の促進と療養生活の質の向上を図る。
・助成額 ウィッグ2万5千円(県補助分1万5千円含む。)
乳房補正具2万円(県補助分1万円含む。) | |
| 10 新 健康増進情報システム標準化事業(保健所) | 29,857 |
| 国および本市が定める地方公共団体情報システムの標準化に向け、国が目指す令和7年度末までに、現在使用している健康増進情報システムの標準化移行作業を行い、継続運用を図る。 | |

11 精神保健対策事業（保健所）	10,413
<p>精神障がい者の早期治療、社会復帰および社会参加の促進を図るとともに、精神障がいに対する市民の理解を深め、心の健康づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉相談、健康教育等の実施 ・精神障がい者の措置診察等の実施 ・自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳の申請受付等の実施 	
12 [創] 自殺対策事業（保健所）	7,770
<p>「第2期秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画」に基づき、自殺対策の充実・強化と民間団体の活動支援を行い、本市における自殺者数の減少を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の充実 ・市民への情報提供、普及啓発 ・相談体制の充実 ・地域における早期対応の人材育成、心の健康づくり ・児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ・民間団体の活動支援 	
13 感染症予防対策等の充実（保健所）	30,065
<p>感染症の発生予防および発生時のまん延防止のため、感染症の発生動向を把握するとともに、正しい知識の普及啓発、健康診断の実施および医療費の公費負担を行う。</p>	
(1) エイズ予防対策事業	2,983
(2) 結核・感染症発生動向調査事業	5,095
(3) 感染症予防事業	11,807
(4) 結核予防費補助金	3,252
(5) 結核対策事業	4,306
(6) 結核医療費公費負担事業	2,622
14 予防接種事業（保健所）	1,224,342
<p>感染のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防するため、定期の予防接種を全額、又は一部を公費負担で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A類疾病 五種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、H i b感染症)、麻しん、風しん、ヒトパピローマウイルス感染症等 ・B類疾病 高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹 	
15 [創] 風しん抗体検査費・予防接種費助成事業（保健所）	4,796
<p>風しんおよび先天性風しん症候群を防ぐため、妊娠を希望する女性およびその配偶者等に対して風しん抗体検査を実施し、任意の予防接種費用を助成する。</p>	
【施策⑤ 社会保障制度の確保】	
1 生活困窮者自立支援事業（福祉保健部）	44,305
<p>生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階で自立支援の措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。</p>	
(1) 自立相談支援事業	22,159
(2) 住居確保給付金支給事業	4,842
(3) 子どもの学習・生活支援事業	15,117

- 2 自立支援プログラム策定実施推進事業（福祉保健部）** 8, 900
生活保護受給世帯の自立を支援するため、自立支援プログラムの一環として、専門職員を配置し、助言・指導を行う。
- 3 生活保護適正実施推進等事業（福祉保健部）** 21, 438
生活保護制度の適正実施を推進するため、医療扶助の点検および収入や資産状況を把握する。
また、生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進し、医療扶助の適正化を図るため、健康上の課題を抱える被保護者に対して医療扶助レセプトデータ等に基づく保健・生活面での支援を行う。
- 4 新 生活保護システム標準化事業（福祉保健部）** 6, 077
現行の生活保護システムは令和7年3月31日で賃貸借契約が満了するため、令和8年9月までに国が示す標準仕様書へ適合したシステムに更新する。
<債務負担行為設定 7, 234千円>
- 5 介護従事者資格取得支援事業費補助金（福祉保健部）** 475
介護人材の確保および事業所の質の向上を図るため、介護従事者として勤務する者が取得する介護に関する資格に係る費用の一部を助成する。
・対象者 次の全てを満たす者
(1) 市内居住かつ介護従事者として市内の介護サービス事業所に勤務することが決まっている又は現に勤務している者であって、1年以上勤務する予定の者
(2) 介護業務に従事した期間が通算で3年未満の者
(3) 市民税の滞納がない者
(4) 他の公的機関から本事業と同様の助成を受けていない又は受ける予定のない者
・対象資格 介護福祉士実務者研修課程修了者の資格
・助成額 対象資格を取得する際に支払った受講料および教材費の3分の1又は25千円のいずれか低い額
- 6 介護保険事業（福祉保健部・保健所）** 31, 574, 535
介護サービス給付事業等を行うとともに、制度の普及啓発とサービス利用に関する情報提供や市民ニーズの把握および相談体制の充実に努める。
(1) 保険給付費 29, 933, 790
(2) 地域支援事業費 1, 267, 030
ア 介護予防・生活支援サービス事業
イ 一般介護予防事業
・【創】 介護支援ボランティア制度運営経費 等
ウ 包括的支援事業
・【創】 地域包括支援センター運営事業 等
エ 任意事業
(3) 保健福祉事業費 25, 023
・【創】 介護予防ケアマネジメント強化推進事業 等

将来都市像4 家族と地域が支えあう元気なまち

政策2 地域福祉の充実

【施策① 地域福祉の推進】

- | | |
|---|---------------|
| 1 地域保健・福祉活動推進事業（福祉保健部） | 1,821 |
| 地域振興基金を活用し、民間団体が行う先進的事業で、広く市民福祉の向上に資する事業を支援する。 | |
| 2 地域支え合いセンター運営事業（福祉保健部） | 34,117 |
| 令和5年7月豪雨および9月大雨災害被災者の生活再建支援のため、秋田市社会福祉協議会に地域支え合いセンターの運営を委託し、見守り支援や、各種支援機関・団体との連携による包括的な支援を行うほか、継続的な訪問支援を効率的に実施するため、訪問支援や地域サロン運営のためのシステムを本格導入する。 | |
| 3 秋田市社会福祉協議会福祉活動費補助金等（福祉保健部） | 63,036 |
| 秋田市社会福祉協議会が行う各種社会福祉活動を支援し、地域における社会福祉を推進するため、同協議会に対して補助金の交付等を行う。
・社会福祉活動費補助金
・ボランティア保険料負担金 | |
| 4 民生委員活動推進事業（福祉保健部） | 60,736 |
| 社会福祉の増進に努める民生委員・児童委員および民生児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の向上を図る。 | |
| 5 新 民生委員改選経費（福祉保健部） | 1,886 |
| 民生委員・児童委員の任期満了に伴う一斉改選を円滑に実施し、民生委員の活動を支援する。 | |
| 6 戦没者追悼式・平和祈念式典開催経費（福祉保健部） | 1,037 |
| 秋田市出身の戦没者および被災者に追悼の意を表するとともに、恒久平和を祈念するために、戦没者追悼式・平和祈念式典を開催する。 | |
| 7 地域福祉計画推進経費（福祉保健部） | 320 |
| 令和7年3月策定の第5次秋田市地域福祉計画に基づき、各地区の支援体制構築の取組を推進する。
・避難支援対象者名簿等の更新および配布
・福祉避難所の体制整備 | |
| 8 新 特別弔慰金支給経費（福祉保健部） | 697 |
| 国から支給される戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関し、市内在住請求者の受付窓口としての業務を行う。 | |
| 9 避難行動要支援者個別避難計画作成事業（福祉保健部） | 7,796 |
| 「避難支援対象者名簿」に掲載されている要支援者のうち優先度が高い人を抽出し、「個別避難計画」を作成するとともに、市や自治会・民生委員、避難行動要支援者が個別避難計画をもとに災害に備える。 | |

10 災害援護資金貸付事業（福祉保健部）	10, 200
令和5年7月豪雨により住居や家財に被害を受けた一定所得以下の世帯に対し、当面の生活の立て直しに資するために災害援護資金の貸付を行う。	
11 新 災害弔慰金支給事業（福祉保健部）	10, 207
令和5年7月豪雨により災害関連死と認定された市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。	
【施策② 障がい者福祉の充実】	
1 地域活動支援センター運営事業（福祉保健部）	36, 874
在宅の障がい児（者）に対し、通所による作業訓練、生活指導、創作的活動の機会の提供等を行う地域活動支援センターを運営するため、NPO法人等に運営を委託し、又は運営費を補助する。	
・市内5か所	
2 障がい者交通費補助事業（福祉保健部）	76, 634
障がい児（者）の経済的負担の軽減と生活圏の拡大を図るため、在宅の身体・知的障がい児（者）のバス運賃を無料化する。	
また、重度の身体障がい児（者）の福祉の増進を図るため、在宅の重度身体障がい児（者）の通院加療時のタクシー利用料金の一部を給付する。	
3 障がい者社会参加促進事業（福祉保健部）	2, 757
障がい児（者）の自立と社会参加を促進するため、点字広報の発行、手話奉仕員養成研修や障がい者スポーツ教室等を開催するほか、自動車運転免許の取得等に要する費用を助成する。	
4 障がい者相談支援等事業（福祉保健部）	63, 183
障がい児（者）が自立した日常生活および社会生活を営むことができるようにするため、障がい児（者）やその介護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用等必要な支援業務を実施する。	
・基幹相談支援センターによる総合相談受付等の実施	
・委託による相談支援等の実施	
・ 新 記録システムの導入	
5 新 障がい福祉計画等策定経費（福祉保健部）	2, 690
令和8年度末をもって計画期間が終了する「第7期秋田市障がい福祉計画」および「第3期秋田市障がい児福祉計画」について、次期計画の策定に向け、障がい者等に対してのニーズ調査を実施する。	
6 意思疎通支援事業（福祉保健部）	17, 595
聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい児（者）の自立と社会参加を促進するため、手話通訳者の設置や手話通訳者等の派遣および遠隔手話通訳サービスを実施する。	
7 障がい児者日中一時支援事業（福祉保健部）	1, 749
障がい児（者）の介護者が急病等のやむを得ない理由で一時的に介護できない場合に、日中、施設において障がい児（者）を介護する。	

8 障がい者虐待防止事業（福祉保健部）	716
障害者虐待防止法に基づき、障がい者に対する虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護等を行うため、障がい者虐待防止センターの運営等を行う。	
9 障がい者等自発的活動支援事業（福祉保健部）	900
障がい児（者）が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい児（者）やその家族、地域住民、関係諸団体等が自発的に行う活動に対して補助金を交付する。	
10 障がい者アート活動支援事業（福祉保健部）	1,577
芸術活動を行っている障がい者の社会参加を促進するため、作品展の開催等の取組を行う。	
11 [創] 障がい児通所施設利用料無償化事業（福祉保健部）	701
未就学の障がい児を対象として、児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を無償化する。	
12 [創] 障がい者共生社会実現関連経費（福祉保健部）	332
「秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、相互理解を促進するための関連事業を実施するほか、権利擁護に関する相談や障がいを理由とする差別への相談に対応する。	
13 障がい者福祉医療費給付事業（福祉保健部）	1,308,415
高齢身体障がい者、重度心身障がい児（者）の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分を助成する。	
14 精神障がい者交通費補助事業（保健所）	13,939
精神障がい者の社会復帰と社会参加の促進を図るため、精神障害者保健福祉手帳所持者に福祉特別乗車証を発行し、通院および訓練施設への通所に利用する路線バス等の運賃を無料化する。	
【施策③ 高齢者福祉の充実】	
1 成年後見制度利用促進体制整備事業（福祉保健部）	22,860
成年後見制度の利用促進に関する施策を推進し、認知症、知的障がい、その他精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活に支障のある方の権利擁護を図る。	
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進に係る中核機関（秋田市権利擁護センター）の運営 ・秋田市成年後見制度利用促進協議会の運営 	
2 [創] エイジフレンドリーシティ推進事業（福祉保健部）	5,911
市民一人ひとりが心豊かにいきいきと暮らすとともに、高齢者が社会の支え手としても活躍できるエイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現を目指し、行政、市民、民間事業者の三者協働により取組の推進を図る。	
<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画推進委員会の開催 ・新 第4次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画の基礎資料とす 	

	る市民意識調査の実施	
	・エイジフレンドリーパートナー登録や研修会の開催によるパートナーづくりの推進	
	・エイジフレンドリーシティ講演会および映画祭開催等による普及啓発	
	・「エイジフレンドリーシティの日」イベントの開催および連携プロモーション事業の実施	
3	【創】 高齢者生活支援情報提供事業（福祉保健部）	1,681
	高齢者の暮らしに役立つインフォーマルサービス（介護保険等の公的サービス以外のサービス）等に関する情報を集約・発信し、高齢者をはじめとするすべての市民が、生活支援に関わる多様なサービス情報を得やすい環境を整備する。	
4	【創】 高齢者コインバス事業（福祉保健部）	237,176
	満65歳以上の高齢者が市内の路線バスを利用する際に、秋田中央交通株式会社が発行する「シニアアキカ」を使用して、100円で乗車できるよう助成し、高齢者の外出促進と社会参加を支援する。	
5	いきいき長寿祝い事業（福祉保健部）	1,886
	白寿（満99歳）を迎えた高齢者に敬老の意を表するため、お祝い品付き祝電を贈呈する。	
6	高齢者雪寄せ・雪下ろし支援事業（福祉保健部）	2,772
	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に雪寄せ援助員を派遣し、玄関から道路までの通路の雪寄せを行うほか、道路豪雪対策本部が設置された場合に雪下ろし等に要した費用の一部を助成する。	
7	介護予防・生活支援サービス事業（福祉保健部）	520,894
	要支援認定者等が、要介護状態となることを予防するため、訪問・通所サービス等の事業を実施する。	
8	通所型介護予防事業（福祉保健部）	3,624
	要支援認定者等に対し、通所による運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上の個別プログラムを提供し、要介護状態となることを予防するとともに、自立した日常生活を送ることができるよう支援する。	
9	介護予防ケアマネジメント事業（福祉保健部）	77,164
	高齢者一人ひとりが自ら介護予防、健康の維持・増進に取り組めるよう地域包括支援センターがアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえたケアプランを作成する。	
10	【創】 はつらつくらぶ事業（福祉保健部）	10,021
	高齢者が要介護状態等になることを予防するため、水中運動や介護予防体操などの教室を開催し、介護予防に役立つ知識の普及啓発を図る。	
11	【創】 介護支援ボランティア制度運営経費（福祉保健部）	6,788
	元気な高齢者が行うボランティア活動にポイントを付与することで、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいを促進する。	

- 12 [創] 地域包括支援センター運営事業（福祉保健部）** **443, 525**
- 市内18か所に設置する地域包括支援センターにおいて、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように、包括的・継続的に支援を行う地域包括ケアを推進する。
- ・総合相談支援業務、権利擁護業務
 - ・介護予防ケアマネジメント業務
 - ・申請代行（介護保険、高齢者福祉サービス）
 - ・地域ケア会議の開催
- 13 緊急通報システム事業（福祉保健部）** **8, 001**
- ひとり暮らし等の高齢者世帯に対し、緊急通報装置を貸与し、緊急事態が発生した場合の援助要請を容易にするほか、定期的な安否確認を行う。
- 14 [創] 在宅医療・介護連携推進事業（福祉保健部）** **29, 432**
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医師会をはじめとした医療・介護関係者と連携し、多職種協働により在宅医療・介護サービスの一体的な提供体制を構築する。
- ・秋田市在宅医療・介護連携センターの運営
- 15 [創] 高齢者生活支援体制整備事業（福祉保健部）** **70, 616**
- 市全域および各地域包括支援センター圏域における、生活支援サービスの担い手養成や発掘、地域資源の開発、関係者間のネットワーク構築などにより、高齢者を含めた地域住民の自助・互助やボランティアなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築する。
- ・生活支援コーディネーターの配置
 - ・協議体の運営
- 16 [創] 認知症対策推進事業（福祉保健部）** **9, 553**
- 認知症になってもできる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるように、地域における認知症支援体制の構築を図る。
- ・認知症に関する理解促進のためのパンフレットの作成・配布
 - ・認知症カフェへの支援
 - ・認知症初期集中支援チームの運営・研修会の実施
 - ・認知症等高齢者の見守り体制づくり
- 17 [創] 介護予防ケアマネジメント強化推進事業（福祉保健部）** **17, 518**
- 地域包括支援センター職員等が実施する介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るため、介護予防ケアプランの分析・評価や、リハビリ専門職による介護予防ケアマネジメント支援などを行う。
- 18 介護予防セルフケア推進事業（福祉保健部）** **1, 173**
- 住民が運営する通いの場へ医療専門職を派遣し、運動・口腔・栄養について参加者が介護予防に効果的なセルフケアに関する知識等を取得することを支援する。また、通いの場の参加者を対象に「介護予防手帳」を配布し、自らの健康の維持・増進に向けた取り組みを行うよう支援する。

- 19 介護予防健康相談教育事業（保健所）** 6, 256
- 要介護状態となることを予防するため、各種事業を通して、介護予防に関する知識の普及啓発を図り、高齢者の健康づくりを促進する。
- ・地域での健康教育・健康相談
 - ・体力づくり教室
 - ・いいあんべえ体操普及啓発事業
 - ・健康と栄養講話会・地区栄養改善事業
 - ・歯科健康講話会・口腔機能向上学級

- 20 [創] シニア元気アップ事業（フレイル予防事業）（保健所）** 6, 332
- 高齢者の身体的・心理的・社会的な虚弱の状態（フレイル）を予防するため、東京大学高齢社会総合研究機構が開発したフレイルチェックを行う市民サポーターを秋田大学と連携して養成し、地域の通いの場などにおいてフレイルチェックを実施する。

政策3 次代を担う子どもの育成

【施策① 子ども・子育て環境の充実】

- 1 子ども福祉医療費給付事業（子ども未来部）** 963, 367
- 子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるため、乳幼児・小中高生、ひとり親家庭等の児童を対象に医療費の自己負担分を助成する。
- 2 子育て情報発信事業（子ども未来部）** 237
- 子育て支援やイベント開催等の情報をホームページやInstagramを活用して効果的に発信することで、子育て世帯が必要な情報やサービスを受けられる機会を増やし、子育てに対する不安感や負担感の軽減を図る。
- 3 [新] こども計画策定経費（子ども未来部）** 576
- こども施策の総合的な推進を図るため、こども基本法に基づく秋田市こども計画を策定する。
- 4 [創] ひとり親家庭自立支援事業（子ども未来部）** 6, 470
- ひとり親家庭の親の増収による自立促進を図るため、講習会の開催、各種講座受講への補助などの就労支援事業を実施する。
- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 就業支援講習会事業 | 688 |
| (2) 自立支援教育訓練給付金事業 | 320 |
| (3) 高等職業訓練促進給付金事業 | 5, 162 |
| (4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業 | 300 |
- 【拡充】(2)～(4)の所得制限撤廃等
- 5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子ども未来部）** 3, 061
- 母子家庭および父子家庭ならびに寡婦等を対象に修学資金・就学支度資金などの貸付けを行う。

<p>6 [創] ワーク・ライフ・バランス推進事業（子ども未来部）</p> <p>ワーク・ライフ・バランスを推進するための普及啓発に努めるとともに、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の認定により子育てを社会全体で支える気運の醸成を図る。</p>	<p>765</p>
<p>7 [創] 第1子保育料無償化事業（子ども未来部）</p> <p>第1子を対象に、一定の所得制限のもと保育料を無償化し、子育て環境の向上を図るとともに、出生数の増加を目指す。</p>	<p>240,910</p>
<p>8 [創] 保育士人材確保推進事業（子ども未来部）</p> <p>保育士・保育所支援センターに就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士への求人情報の提供や就職相談会等の開催により、就職あっせん等を行う。</p>	<p>8,482</p>
<p>9 [創] 奨学金返還助成事業（子ども未来部）</p> <p>保育士、保育教諭を対象として、市内認可保育所等に就職することなどを要件に奨学金の返還へ助成し、人材を確保し待機児童の解消を図る。</p> <p style="text-align: center;"><債務負担行為設定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間 令和9年3月まで ※募集期間を「令和6年度まで」から「令和8年度まで」に延長 ・助成期間 5年間 ・助成金額 最大100万円（年助成額上限20万円×5年間） ・助成要件 <ul style="list-style-type: none"> ①平成30年度以降、新たに保育士、保育教諭として市内認可保育所等に従事する者 ②市内に住所がある者 ③（独）日本学生支援機構等の奨学金（入学時の一時金を含む）貸与を受けた者 ④秋田県奨学金返還助成制度に該当する場合は、当該制度を併せて活用 	<p>13,769</p>
<p>10 児童福祉施設等整備費補助金（子ども未来部）</p> <p>子どもの安全確保の観点から、老朽化した認可保育所の大規模修繕等の整備費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) かわしり保育園（認可保育所）の大規模修繕 51,633 (2) こひつじ保育園（認可保育所）の防犯対策の強化に係る整備 499 (3) 聖霊女子短期大学付属幼稚園・保育園（幼保連携型認定こども園）の防犯対策の強化に係る整備 627 	<p>52,759</p>
<p>11 子ども広場運営事業（子ども未来部）</p> <p>フォンテAKITA内で、親子が交流・情報交換できる場を提供するとともに、短時間の託児実施により子育てを支援する。</p>	<p>16,544</p>
<p>12 病児・病後児保育事業（子ども未来部）</p> <p>病児・病後児保育を行う保育所等に対し、一時的に保育する経費等を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 体調不良児対応型 40,500 保育中に体調不良になった児童が、保護者の就労等により直ちに迎えに来られない場合、保護者が迎えに来るまでの間の預かり保育 	<p>84,699</p>

(2) 病後児対応型	13, 993	
病気の回復期にある児童が、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合の預かり保育		
(3) 病児対応型	30, 206	
当面症状の急変は認められないものの、病気回復期に至らない児童が、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合の預かり保育		
13 私立保育所等延長保育事業（子ども未来部）		95, 017
延長保育を実施する私立認可保育所、認定こども園および地域型保育事業に対し、保育士の加配経費等を補助する。		
14 私立保育所等障がい児保育事業（子ども未来部）		86, 640
障がい児を受け入れる私立認可保育所および認定こども園に対し、保育士の加配経費等を補助する。		
15 一時預かり事業（子ども未来部）		240, 823
保護者の傷病等により一時的に育児ができなくなった場合の一時預かりを行う施設に対し、保育士又は幼稚園教諭の加配経費等を補助する。		
(1) 私立保育施設一時預かり事業	102, 603	
(2) 認定こども園一時預かり事業	120, 621	
(3) 幼稚園一時預かり事業	17, 599	
16 すこやか子育て支援事業（子ども未来部）		388, 594
(1) すこやか子育て支援事業		
認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等に入所している児童の保育料および副食費を、保護者の所得状況等に応じて助成する。		
・保育料助成	216, 111	
・副食費助成	158, 270	
(2) 幼稚園すこやか子育て支援事業		
幼稚園を利用している3歳児から5歳児までの児童の副食費を、保護者の所得状況等に応じて助成する。		
・副食費助成	14, 213	
17 幼稚園副食費補足給付事業（子ども未来部）		1, 786
新制度未移行幼稚園を利用する児童のうち、年収360万円未満相当の世帯の児童および年収に関わらず第3子以降の児童を対象に副食費を補助する。		
18 私学振興助成事業（子ども未来部）		687
幼稚園教育の振興を図るため、新制度未移行幼稚園が実施する事業等に対して補助する。		
19 [創] 在宅子育てサポート事業（子ども未来部）		31, 850
(1) 第1子、2子サポートクーポン		
保育所等に入所していない未就学児童を養育している世帯に対し、子育てサポートクーポン券による複数の子育て支援サービスを提供する。		
(2) 多子世帯サポートクーポン		
保育所等に入所していない第3子以降の未就学児童と当該児童を含めた3人以上の子を養育している世帯に対し、多子世帯サポートクーポン券による複数の子育て支援サービスを提供する。		

- 20 [創] ファミリー・サポート・センター運営事業（子ども未来部）** **17, 263**
 子育ての援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動に係る連絡・調整等を行い、地域における子育て活動を支援する。
 また、利用料金の半額を助成し、利用会員の経済的負担を軽減する。
- 21 [創] 子育てサービス利用者支援事業（子ども未来部）** **7, 800**
 子育て家庭が、多様な教育・保育施設や子育て支援事業の中から、最適な支援サービスを受けることができるよう、情報提供や手続きのサポートを行うとともに、地域の関係機関・団体と連携し、子育て家庭を支援する。
- 22 [創] 児童虐待防止推進事業（子ども未来部）** **33, 248**
 子どもとその家族等からの相談に対応し、必要な支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の活用や養育支援が必要な家庭への訪問援助・指導等により、児童虐待およびヤングケアラー等の発生予防と早期発見・早期対応に努める。
- 23 乳幼児健康診査事業（子ども未来部）** **81, 186**
 乳幼児健康診査や幼児歯科健康診査を行い、乳幼児の発育・発達の確認、疾病の早期発見および保健指導を行う。
 また、事後指導として、専門スタッフによる経過観察クリニックを実施する。
 ・**新** 1か月児健康診査の実施
- 24 [創] 妊産婦保健事業（子ども未来部）** **148, 783**
 妊産婦健康診査（一般健康診査16回、子宮頸がん検査、歯科健康診査、精密健康診査、産後1か月健康診査）や母乳育児相談を実施するほか、多胎妊娠のかたへ受診票（6回分）を追加交付する。
 また、保健指導を必要とする妊産婦および新生児に対して訪問指導を行う。
- 25 未熟児養育医療給付事業（子ども未来部）** **21, 446**
 病院又は診療所に入院を必要とする未熟児（1歳未満）に対して医療の給付を行う。
- 26 小児慢性特定疾病支援事業（子ども未来部）** **86, 266**
 慢性疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の医療費の給付および自立支援のための相談等を行う。
 また、日常生活の便宜を図るため、受給者からの申請に基づき日常生活用具を給付する。
- 27 [創] 不妊治療費助成事業（子ども未来部）** **48, 616**
 特定不妊治療（体外受精および顕微授精等）や一般不妊治療を受けた夫婦および不育症検査を受けた者の経済的負担の軽減を図るため、治療費等を助成する。

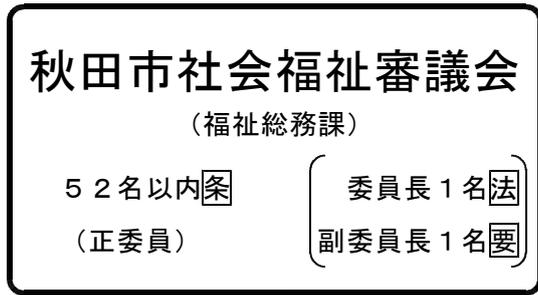
28 [創] 育児支援事業（子ども未来部）	23, 514
育児不安や育児ストレス等を未然に防ぎ、安心して子育てができるよう生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問指導や産後ケアを行う。	
29 [創] 幼児フッ化物塗布事業（子ども未来部）	8, 695
幼児のむし歯罹患率の低減およびむし歯予防に対する保護者の意識付けと正しい知識の普及を図るため、フッ化物塗布を行う。	
・対象 1～5歳児	
・実施方法 市内の協力歯科医療機関で年1回実施	
30 [創] 幼児発達支援事業（子ども未来部）	2, 916
3歳児健診後、教育・保育施設等の集団生活の中で表面化する発達障がい等行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続的支援を行う。	
31 [創] 妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ）（子ども未来部）	183, 454
妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目ない支援を実施するとともに、経済的支援（妊婦支援給付金等計12万円）を一体的に行う。	
32 [創] 産前・産後サポート事業（相談支援事業分）（子ども未来部）	924
妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦の孤立感を解消する。	
33 [創] 放課後児童健全育成事業（子ども未来部）	607, 488
昼間保護者のいない家庭の児童を放課後に受け入れるため、放課後児童クラブの運営を委託し、健全育成を行う。	
・ 新 放課後児童クラブにおいて、医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	
34 [創] 放課後子ども教室推進事業（子ども未来部）	53, 027
児童館等において、子どもたちに健全な遊びの場と様々な体験・交流・学習の機会を提供し、放課後の安全・安心な子どもの居場所づくりを推進する。	
35 [創] 児童館等整備事業（子ども未来部）	31, 743
築年数の経過により劣化が進む施設について、改修工事を行い、長寿命化を図る。	
・桜児童センター屋根および外壁改修工事	
36 医療的ケア児保育支援事業（子ども未来部）	23, 666
保育所等において、医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	
37 雄和地域公立保育所整備事業（子ども未来部）	15, 535
雄和地域の保育環境を整備するため、保育所の統合に向けた取組として新施設建設予定地の地質調査、建築物の構造設計および省エネ法評価の業務委託を実施する。	

- 38 [創] 放課後児童クラブ施設整備費補助金（子ども未来部）** **6,315**
 放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブの施設整備費等を補助する。
 ・土崎カトリック学童クラブの大規模修繕
- 39 [新] こども誰でも通園制度補助事業（子ども未来部）** **6,541**
 満3歳未満の在宅児が柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施する施設等に対して補助する。

【施策② 若い世代の育成支援】

- 1 [創] あきた結婚支援センター運営経費負担金（子ども未来部）** **1,054**
 県、市町村、協力団体を構成員とする同センターの運営経費を負担する。
- 2 [創] 若者自立支援事業（子ども未来部）** **5,951**
 社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験による就労支援を行うほか、しごと塾を開催し、社会人として求められる基礎的な能力の向上を図り、就労の決定・定着を図る。
- 3 [創] ふたりの出会い応援事業（子ども未来部）** **1,150**
 出会いや結婚を希望する方を対象にあきた結婚支援センターの登録料を全額補助し、会員登録を促す。
- 4 [創] 結婚新生活支援事業（子ども未来部）** **23,706**
 結婚に対する経済的負担の軽減を図るため、要件を満たす新婚世帯に対し住宅購入費や家賃、引越し費用等の一部を補助する。

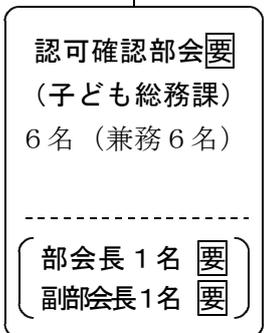
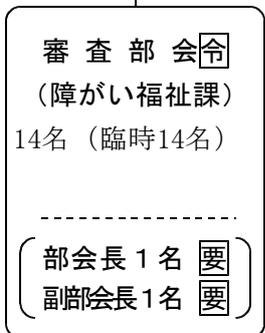
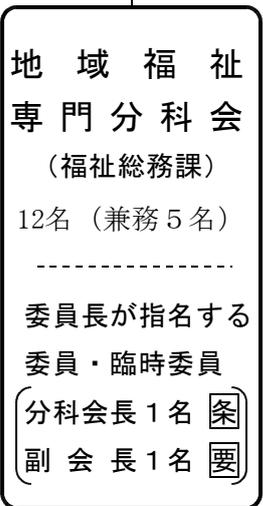
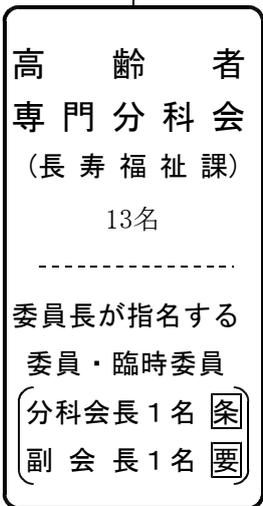
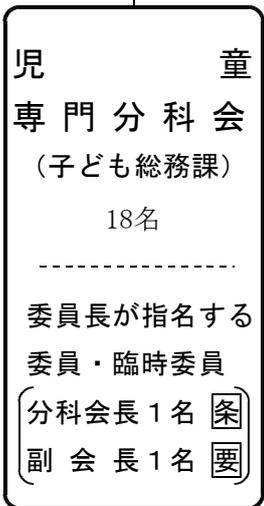
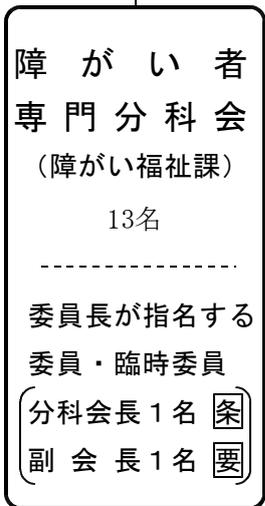
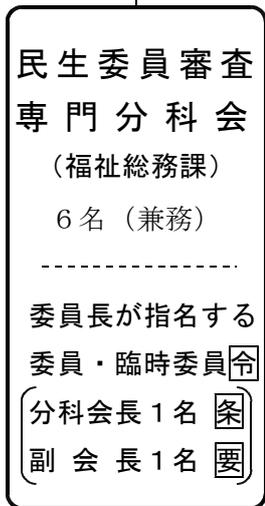
〈秋田市社会福祉審議会の機構図〉



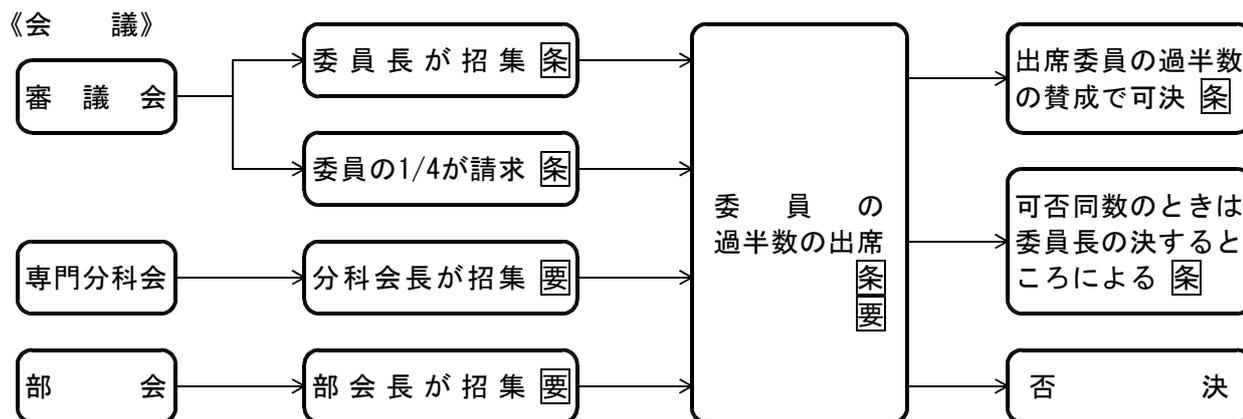
根拠法令

- ^法…社会福祉法
- ^令…社会福祉法施行令
- ^条…社会福祉審議会条例
- ^要…審議会運営要綱等
- ^自…地方自治法

専門分科会または部会は、分科会長または部会長が招集し、その議長となる ^要
 重要または異例な事項を除いて（民生はすべて）専門分科会の決議をもって審議会の決議とする ^要
 障害程度等について諮問を受けたときは、審査部会の決議が審議会の決議となる ^令



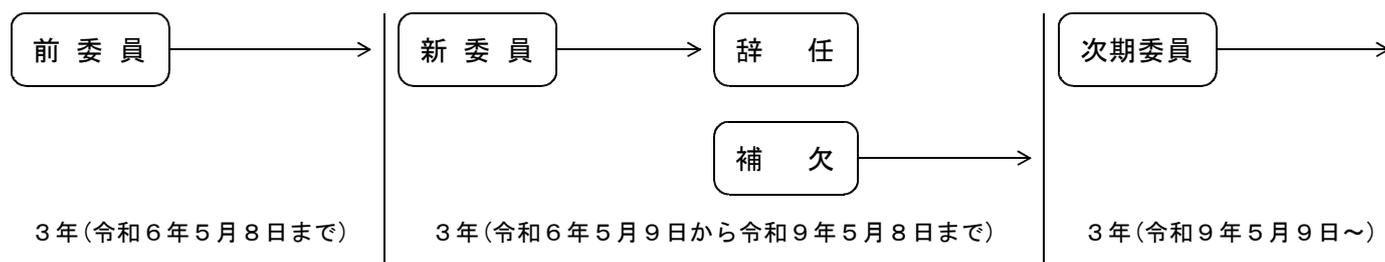
秋田市社会福祉審議会の運営について



※会議の出席人数および議決人数については臨時委員は委員とみなす^条
 ※民生委員審査専門分科会および審査部会は、緊急その他やむを得ない場合、
 文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる^要

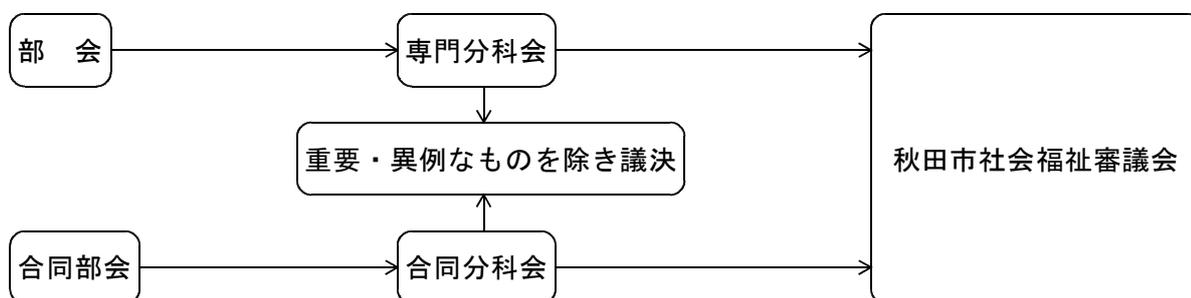
《委員および臨時委員》

- 委員および臨時委員は非常勤とする^自
- 委員の任期は3年^条
- 委員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間^条



- 審査部会に属する委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから委員長が指名する^要

《専門分科会、部会の決議》



※調査審議事項が他の分科会・部会と密接な関係にある場合は、必要に応じて合同分科会・合同部会を開催

《報酬》

- 全体会・専門分科会 : 日額 7,000円
- 審査部会 : 年額 36,000円
- 認可確認部会 : 日額 7,000円

社会福祉法

(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)

(前略)

第二章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(後略)

社会福祉法施行令

(昭和三十三年六月二十七日政令第百八十五号)

(前略)

(民生委員審査専門分科会)

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

(後略)

秋田市社会福祉審議会条例

平成12年 3月27日 条例第9号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平12条例48・一部改正）

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉および精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。

（平12条例48・平25条例50・平26条例56・平29条例10・令5条例6
・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員52人以内で組織する。

2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（平26条例35・一部改正）

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合に

は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員および臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例(平成8年秋田市条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月29日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成25年9月30日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第56号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成27年規則第2号で平成27年4月1日から施行）

附 則（平成29年3月17日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障がい者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障がい者専門分科会

障がい者（児）の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

(審査部会)

第4条 身体障がい者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障がい者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

第5条 審議会が必要と認めるときは、審査部会のほかに、専門分科会に部会を設置することができる。

2 部会（審査部会を含む。以下同じ。）に委員の互選による部会長1人を置き、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議)

第6条 専門分科会および部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および部会の専門分科会長および部会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 審査部会

(任期)

第7条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会および部会の庶務は、委員長が定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

(秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止)

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱（平成9年5月9日審議会決議）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月9日から施行する。